

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年11月30日提出
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小柳 寿裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	乗田 浩隆
【電話番号】	03-4565-1012
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年10月26日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、信託期間の短縮による信託終了にかかる約款変更を行うことに伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2018年10月27日から2019年4月26日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注) 当ファンドの信託約款の変更にかかる手続を経て約款変更を行うことが決定した場合、申込期間は2019年4月24日までとなり、以降、申込期間の更新は行われません。詳しくは「第一部 証券情報 (12) その他 《信託終了の予定について》」をご参照ください。

<訂正後>

2018年10月27日から2019年4月24日までとします。

(注) 当ファンドは、信託期間の短縮による信託終了にかかる約款変更を行い、2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）に信託期間が終了いたします。

(12)【その他】

<訂正前>

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

《信託終了の予定について》

このたび弊社では「ベアリング欧州株ファンド(為替ヘッジあり)」(以下「当ファンド」)の現在の信託財産規模及び当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間に期限を設けることが受益者のために最善であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、約款を変更(信託期間を無期限から有期限(2019年4月26日(該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日)まで))し、信託を終了する予定として、下記日程にて法令で定められた手続を行っております。

【日程】

① 受益者の確定:	2018年10月2日
② 書面による議決権の行使期限:	2018年11月5日まで
③ 書面による決議の日(約款変更決定日):	2018年11月6日
④ 約款変更予定日:	2018年11月8日
⑤ 約款変更適用予定日:	2018年11月30日
⑥ 信託終了予定日:	2019年4月26日 (該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日)

※ 2018年10月2日時点の受益者の皆様(2018年9月28日までにご購入のお申込みをなされた方)が書面決議の対象になります。

※ 議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合には、2019年4月26日(該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日)をもって信託を終了いたします。

※ 信託終了日までの当ファンドの運用については、可能な限り運用の基本方針に沿って行う予定ですが、市況動向、資金の流入または流出状況等によっては、それができない場合があります。

※ 本決議の可否については、書面による決議の日(2018年11月6日)以降、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。(https://www.bairings.com)

※ 最終購入申込日は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社へお問い合わせください。

<訂正後>

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

（削除）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2015年6月8日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

<訂正後>

2015年6月8日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2018年11月30日

- ・信託期間の短縮（信託終了日を無期限から2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）へ変更）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限とします（2015年6月8日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（注）当ファンドの信託約款の変更にかかる手続を経て約款変更を行うことが決定した場合、信託期間は2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとなります。詳しくは「第一部 証券情報（12）その他 《信託終了の予定について》」をご参照ください。

<訂正後>

2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとなります（2015年6月8日設定）。

（注）委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。